

インドネシア共和国労働省事務総局と日本国宮城県との間の
日本へのインドネシア人技能実習生・特定技能労働者・技術者の
送り出し・受け入れ推進に関する協力覚書

インドネシア共和国労働省事務総局と日本国宮城県（以下「両者」という。）は、宮城県の産業人材の確保に資する技能実習生、特定技能労働者及び技術者（以下「インドネシア人労働者」という。）の人材育成及び送り出し・受け入れプログラムを通して、友好関係を醸成することについて見解を共有する。

本覚書は、日本国政府とインドネシア国政府との間の在留資格「特定技能」を有する外国人に係る制度の適正な運用のための基本的枠組みに関する協力覚書及び、日本国政府とインドネシア共和国政府との間の技能実習制度に関する協力覚書（以下、「両政府間の協力覚書」という。）を考慮して履行する。

本覚書は、両国の現行法と規則に従う。

両者は、下記について誠意をもって履行することに合意する。

第1条：協力の目的

本覚書は、インドネシア共和国及び日本の法令を遵守しつつ、両国の資源及び強みを活用し、宮城県において技能実習又は労働を行うインドネシア人労働者の人材育成、送り出し・受け入れプログラムをより効果的に促進することを目的とする。

第2条：協力の内容

1. 両者は、宮城県におけるインドネシア人労働者の人材育成、送り出し・受け入れの過程における支援に同意する。
2. 宮城県は、宮城県内で働く意向のある優秀なインドネシア人労働者のために、日本語学習プログラムを提供することを検討する。本計画の実施にあたり、インドネシア共和国は、インドネシアにおける日本語学習プログラムの実施を支援するよう努める。
3. 両者は、両政府間の協力覚書及び両国の現行法と規則の下、宮城県で働くインドネシア人労働者の派遣を促進するため、認定派遣団体及び受入団体のリストを共有する。
4. 宮城県は、相談窓口を設置し、県内で技能実習又は労働を行うインドネシア人労働者の安全、安心な生活・労働環境を整備するための支援を行う。
5. 両者は、国際交流、ジョブフェア、会議等を通して、インドネシア人労働者の送り出し・受け入れに関する交流と協力活動を推進する。

6. 宮城県は、県内のインドネシア人労働者に対して、日本語学習支援を行う。
7. 両者は、帰国したインドネシア人労働者の再就職を支援するため、情報交換を行う。

第3条：履行規則

1. 本覚書は、両政府間の協力覚書及び両国の現行法と規則に準拠して行われる。疑義が生じた場合は、これらの規定が優先される。
2. 協力活動の実施については、両者は、活動の詳細、関係者の役割、その他関連する必要事項を規定する個別の協定を締結することができる。
3. 本覚書に基づき、両者は定期的にインドネシア人労働者の送り出し・受け入れに関する情報を交換し、また、送り出し・受け入れプログラムで生じた問題に対して適切な解決策を提案するものとする。
4. 上記情報交換は、電子メールでの連絡、又は、インドネシア共和国、日本若しくはオンラインで開催される会議により行われる。

第4条：担当窓口

1. インドネシア共和国側の窓口は、労働省協力局とする。
2. 日本国宮城県の窓口は、経済商工観光部及び保健福祉部とする。

第5条：有効期間

本覚書は、調印日から5年間有効であるものとする。両者のいずれかが、有効期間の満了する日の少なくとも3ヶ月前までに、相手方に対し、本覚書の更新を申し出た場合、両者協議の上、覚書を更新できるものとする。

第6条：一般条項

1. 本覚書の修正および追記は、両者の合意により、書面で実施される。
2. 本覚書の終了は、本覚書の枠組みの下で実施されている活動に影響を与えるものではない。
3. 本覚書は、インドネシア共和国及び日本の国際法上の権利及び義務を変更するものではない。
4. 本覚書の締結及び履行は、両国の法律に基づくものであり、両国が加盟している国際条約に反せず、両者の権限に従うものとする。
5. 本覚書の解釈、適用、履行に関する争議は、両者は話し合いにより友好的に解決する。

本覚書はインドネシア語、日本語及び英語で各2通作成され、2023年7月28日にインドネシア共和国ジャカルタで署名され、各当事者が同効力の各1通を保有する。本覚書の解釈に相違が生じた場合は、英文が優先する。

村井嘉浩

村井嘉浩
宮城県知事



アンワル サヌシ
インドネシア共和国労働省
事務次官

